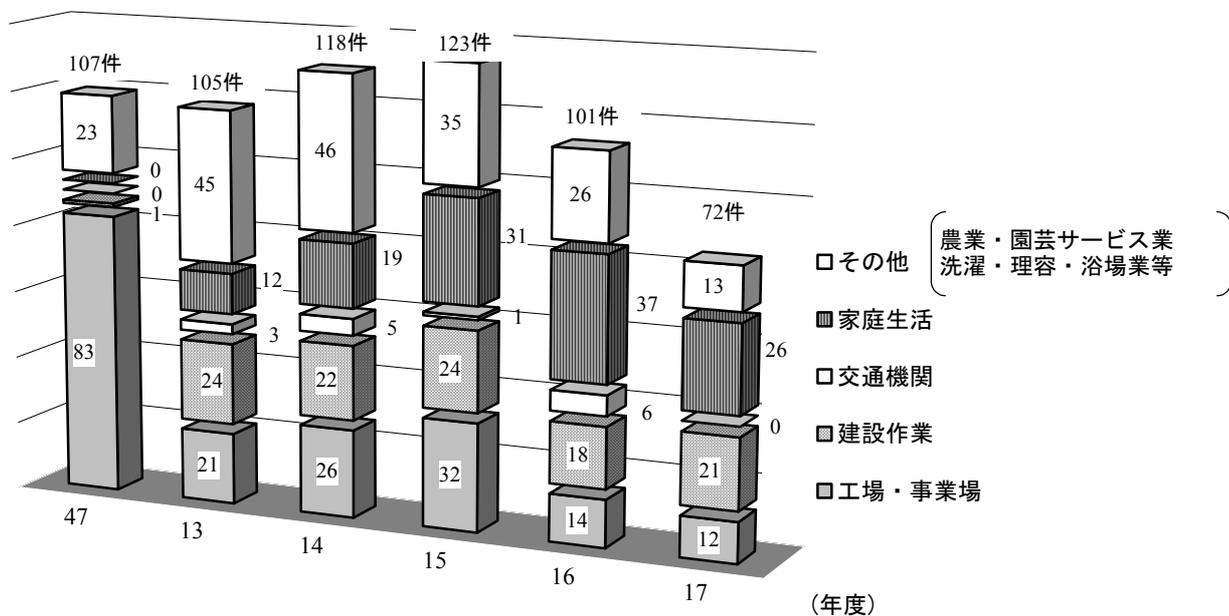


第2節 法令等の施行状況

1 大気汚染に係る苦情件数

図 1.2.1 大気汚染に係る苦情件数の発生源別推移



2 大気汚染防止法及び富山県公害防止条例（大気関係）

(1) 届出状況

ア 大気汚染防止法

表 1.2.1 大気汚染防止法に基づくばい煙⁺発生施設の届出状況 (18年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																					計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	19	21	24	27	29	30	31	
		ボイラ	加熱炉・ガス発生炉	焙焼炉・焼結炉・煅焼炉	溶鉱炉・転炉・平炉	金属溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	燃焼炉	焼成炉・熔融炉	反応炉・直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	銅・鉛・亜鉛精錬用施設	塩素・塩化水素反応施設等	複合肥料製造用反応施設	鉛の第二次精錬溶解炉	硝酸製造用施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関	
富山市	45	70	4	1	0	2	35	12	1	60	8	23	6	12	0	2	6	1	7	23	119	3	105
高岡市	246	37	0	3	1	50	27	0	0	3	4	20	4	14	0	44	0	0	0	14	31	0	52
魚津市	46	64	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	23	0	0	0	11	13	0	116
氷見市	39	40	0	1	0	13	1	0	0	1	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	70
滑川市	34	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	6	0	74
黒部市	56	125	0	0	0	17	17	0	0	0	0	8	0	1	2	0	0	0	0	3	27	0	200
砺波市	70	87	0	0	0	12	8	0	0	0	0	6	0	5	0	0	0	0	0	16	10	0	144
小矢部市	50	66	0	0	0	2	3	0	0	3	0	7	0	1	0	0	0	0	0	3	6	0	90
南砺市	77	114	0	0	0	1	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	12	0	136
射水市	105	212	0	0	0	34	64	0	0	0	0	6	12	7	0	0	0	0	0	4	24	3	366
中新川郡	51	76	0	0	0	25	5	0	0	1	0	9	1	5	0	0	0	0	0	2	4	0	128
下新川郡	35	54	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	8	0	81
合計	1264	2015	4	5	1	165	166	12	1	70	12	96	23	56	2	69	6	1	7	80	265	6	302

表 1.2.2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん[†]発生施設の届出状況 (18年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 数				
		堆 積 場	ベルトコンベア・バケットコンベア	破砕機・摩砕機	ふるい	計
富山市	61	99	64	81	16	260
高岡市	35	42	71	32	2	147
魚津市	16	13	3	15	2	33
氷見市	9	8	12	7	2	29
滑川市	7	7	5	4	1	17
黒部市	11	23	22	26	5	76
砺波市	13	20	10	18	4	52
小矢部市	24	28	10	21	10	69
南砺市	22	26	48	20	4	98
射水市	19	46	46	5	2	99
中新川郡	21	24	38	45	13	120
下新川郡	12	14	45	24	5	88
合 計	250	350	374	298	66	1,088

表 1.2.3 大気汚染防止法及び富山県(市)建築物又は工作物の解体等に伴う石綿粉じん排出等防止措置要綱に基づく特定粉じん排出等作業等の実施届出状況 (18年3月31日現在)

区 分	作 業 の 種 類	処 理 の 方 法			小 計	計
		除 去	囲い込み	封じ込め		
大 気 汚 染 防 止 法	解 体	23	-	-	23	210
	改 造 ・ 補 修	109	8	12	129	
	小 計	132	8	12	152	
富 山 県 要 綱	解 体	9	-	-	9	
	改 造 ・ 補 修	41	5	3	49	
	小 計	50	5	3	58	

注 1 富山県要綱は、当初、大気汚染防止法の対象外であった小規模建築物や工作物の解体、改造・補修作業を届出対象とするものである。(平成18年10月1日以降は、全て大気汚染防止法の規制対象となっている。)

2 富山市所管分を除く。

イ 富山県公害防止条例（大気関係）

表 1.2.4 条例に基づく特定施設設置工場・事業場の届出状況

(18年3月31日現在)

地 域	特定施設設置工場・事業場数			地 域	特定施設設置工場・事業場数		
	ばい煙	粉じんまたは 有害ガス [†]	計		ばい煙	粉じんまたは 有害ガス	計
富山市	12	342	354	小矢部市	1	47	48
高岡市	11	742	753	南砺市	3	116	119
魚津市	2	31	33	射水市	8	98	106
氷見市	3	36	39	中新川郡	1	40	41
滑川市	1	47	48	下新川郡	3	24	27
黒部市	1	52	53	計	77	1,702	1,779
砺波市	31	127	158				

(2) 監視指導

表 1.2.5 大気関係立入調査の概要（17年度）

調査対象	立入調査内容
大気汚染防止法又は富山県公害防止条例（大気関係）の対象工場・事業場（富山市を除く）	排出基準等適合状況、対象施設の維持・管理状況及び届出状況の調査・指導
ブルースカイ計画 ⁺ の対象工場・事業場	燃料中の硫黄分や窒素酸化物の排出状況の調査・指導

表 1.2.6 大気関係立入調査状況（17年度）

業種 区分	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油・石炭製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	その他	合計
	基準の適合状況					1 (1)								1 (1)		3 (5)	1 (1)		6 (8)
有害物質及び有害ガス					10 (40)								5 (65)		2 (12)	3 (5)			20 (122)
燃料中の硫黄分	1 (2)	1 (4)	1 (4)	3 (6)	7 (18)			1 (1)		2 (4)		1 (2)	1 (5)			3 (5)	4 (6)	3 (8)	28 (65)
小計	1 (2)	1 (4)	1 (4)	3 (6)	18 (59)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (4)	0 (0)	1 (2)	6 (70)	1 (1)	2 (12)	9 (15)	5 (7)	3 (8)	54 (195)
届出確認																			
ばい煙発生施設	1 (3)	1 (2)	1 (3)	3 (21)	11 (106)			3 (3)	2 (9)	3 (64)	5 (26)	2 (12)	4 (16)	1 (12)	5 (113)		4 (4)	1 (1)	47 (395)
堆積場等の粉じん発生施設								4 (26)										1 (2)	5 (22)
小計	1 (3)	1 (2)	1 (3)	3 (21)	11 (106)	0 (0)	0 (0)	7 (23)	2 (9)	3 (64)	5 (26)	2 (12)	4 (16)	1 (12)	5 (113)	0 (0)	4 (4)	2 (3)	52 (417)
合計	2 (5)	2 (6)	2 (7)	6 (27)	29 (165)	0 (0)	0 (0)	8 (24)	2 (9)	5 (68)	5 (26)	3 (14)	10 (86)	2 (13)	7 (125)	9 (15)	9 (11)	5 (11)	106 (612)
指導件数	0	0	1	2	6	0	0	5	0	0	3	0	1	0	0	0	1	2	21

注 表中の数値は工場・事業場数、()は施設数である。

表 1.2.7 アスベストの立入検査の概要及び状況（17年度）

概要		状況				
対象	立入検査内容	処理の方法	除去	囲い込み	封じ込め	計
大気汚染防止法又は富山県要綱の対象となるアスベスト除去等作業現場（富山市を除く。）	大気汚染防止法又は富山要綱に基づく作業基準等の遵守状況の確認・指導	立入検査件数	100	5	9	114
		指導件数				

3 ダイオキシン類対策特別措置法

(1) 届出状況

表1.2.8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の届出状況 (18年3月31日現在)

地 域	工 場・ 事業場数	大 気 基 準 適 用 施 設 数			
		製鋼用電気炉	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉	計
富 山 市	35	1	4	37	42
高 岡 市	23		21	21	42
魚 津 市	4			4	4
氷 見 市	4		1	4	5
滑 川 市	2			2	2
黒 部 市	9		4	6	10
砺 波 市	12			13	13
小 矢 部 市	6		1	5	6
南 砺 市	20		1	19	20
射 水 市	14	1	16	14	31
中 新 川 郡	4			8	8
下 新 川 郡	3			5	5
計	136	2	48	138	188

(2) 監視指導

ア 県の立入検査・測定

表 1.2.9 立入検査及び排出ガス測定結果の概要

区 分	実 施 状 況	
立 入 検 査	立 入 件 数 (大気基準適用施設を有する工場・事業場)	22 工場・事業場
測 定	測 定 結 果 (排 出 ガ ス)	15 工場・事業場 (0.00017~30 ng [†] -TEQ/m ³ _N)

注1 中核市である富山市を除く。

- 2 排出ガス測定においては、1 工場・事業場で排出基準を超過していたが、速やかに指導を行ったところ、施設は廃止された。

イ 設置者による測定結果に対する指導

表 1.2.10 設置者による測定結果の概要 (17 年度) (中核市である富山市を除く。)

区 分	報告対象施設数	報告施設数	事 業 者 の 測 定 結 果
排 出 ガ ス	154(108)	114(78)	0 ~ 16 ng-TEQ/m ³ _N
ばいじん等	107(89)	71(59)	0 ~ 140 ng-TEQ/g

注1 () 内の数値は、工場・事業場数である。

- 2 排出ガスに係る排出基準超過施設が1施設あったが、既に廃止されている。

- 3 ばいじん等については、3 工場・事業場 (3 施設) が処理基準 (3 ng-TEQ/g) を超過していた。うち、2 工場・事業場 (2 施設) は、廃棄物処理法に基づき、セメント固化により 3 ng-TEQ/g 以下となるよう適切に処理されていた。また、残る 1 工場・事業場 (1 施設) もセメント固化等により適切に処理を行うよう指導した。

4 フロン回収破壊法及び自動車リサイクル法

(1) フロン類⁺回収業者等の登録状況

ア フロン回収破壊法

表 1.2.11 フロン回収破壊法に基づく第1種フロン類回収業者の登録状況（18年3月31日現在）

フロン類回収業者等の種類	登録者数
第1種フロン類回収業者	174

イ 自動車リサイクル法

表 1.2.12 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録状況（18年3月31日現在）

フロン類回収業者等の種類	登録者数
引 取 業 者	1,151
フロン類回収業者	319

5 スパイクタイヤ規制法

(1) 地域の指定状況

スパイクタイヤ粉じんの発生を防止する必要がある地域として、富山県内では図 1.2.2 の地域が指定されています。



図 1.2.2 スパイクタイヤの使用が規制されている指定地域

注 市町村の区域は、平成16年3月31日における行政区分による。
平成18年3月31日における行政区分は次のとおりである。

富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村：現富山市
高岡市、福岡町：現高岡市
砺波市、庄川町：現砺波市
黒部市、宇奈月町：現黒部市
城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町：現南砺市
新湊市、小杉町、大門町、下村、大島町：現射水市

6 その他

(1) 「エコドライブ⁺宣言者」登録の募集

表 1.2.13 「エコドライブ宣言者」の登録状況 (18年3月31日現在)

区 分	登 録 数
県 民	563 名
事 業 所	47 社

(2) 全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）実施結果

表 1.2.14 全国星空継続観察の参加状況（平成 17 年度）

実施期間	参加団体数	延べ参加者数	平均観察等級
夏 期 (7月下旬～8月上旬)	6 団体	90 名	2.5 ～ 9.0
冬 期 (1月中旬～1月下旬)	3 団体	18 名	8.0 ～ 8.6